

久留米市保育利用選考基準(令和8年度分)

保育所等への施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により、保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します。

選考にあたっては、入所優先順位に関する基準点と児童の家庭の状況等に関する調整点との合計を基本とし、総合的に判定します。

入所優先順位に関する基準点

保護者(父母)の状況			基準点数	
			父	母
就 労	被雇用者・自営・農業 (家族従事者を含む)	月151時間以上の就労	20	20
		月141時間以上の就労	19	19
		月131時間以上の就労	18	18
		月120時間以上の就労	17	17
		月114時間以上の就労	16	16
		月104時間以上の就労	15	15
		月94時間以上の就労	14	14
		月84時間以上の就労	13	13
		月64時間以上の就労	12	12
	内職	月151時間以上の就労	16	16
		月141時間以上の就労	14	14
		月131時間以上の就労	12	12
		月120時間以上の就労	10	10
		月64時間以上の就労	8	8

保護者(父母)の状況			基準点数	
			父	母
災 害	災害復旧	災害等の復旧にあっている者	20	20
病気・障害	入院	1ヶ月以上の入院	20	20
	通院・自宅療養	医師の診断により常時保育ができない者	18	18
	心身障害等	身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神手帳1級	20	20
		身体障害者手帳3～4級 療育手帳B 精神手帳2級	16	16
		身体障害者手帳5～6級 精神手帳3級	12	12
出 産	母の出産前後	予定日の産前8週の属する月の初日から産後8週の属する月の末日まで(多胎の場合は産前14週～産後8週)	—	18
就学	学校教育法第1条に規定する学校及び、学校教育法第1条に規定する学校以外での就学	月151時間以上の就学	18	18
		月141時間以上の就学	16	16
		月131時間以上の就学	14	14
		月120時間以上の就学	12	12
		月64時間以上の就学	10	10
介護・看護	入院(所)	月120時間以上の介護・看護	16	16
		月64時間以上の介護・看護	14	14
	自宅療養	月120時間以上の介護・看護	14	14
		月64時間以上の介護・看護	12	12
求 職	求職活動中		6	6

児童の家庭の状況等に関する調整点

児童の家庭の状況等		調整点
保育所部分の在下(上)	入所申込児の兄弟姉妹(多胎児含む)が在園中の家庭	40
教育部分の在下(上) ※新2号認定あり	入所申込児の兄弟姉妹(多胎児含む)が教育部分に在園中の家庭	20
教育部分の在下(上) ※1号認定のみ	入所申込児の兄弟姉妹(多胎児含む)が教育部分に在園中の家庭	5
兄弟姉妹(多胎児含む)同時申込	保育所等に未入所の兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に申し込みをした場合	3
在園児(教育から保育へ)	認定こども園1号部分から同こども園2号部分への認定換え	5
10km以上の移動を伴う転園(直線距離)	保護者の転居・転職によるもの(年度途中、年度変わりを問わない)	30
年度変わりでの転園	10km以上の移動を伴わないもの	15
地域型保育事業の卒園児	事業所内保育事業所・小規模保育事業所	20
育児休業明け	前年度中に育児復帰し、認可保育所への申込をしたが入所できなかった場合を含む	5
保育士等 (市内の保育所等に勤務している人に限る)	保護者又は扶養義務者が保育所、認定こども園等(市が入所調整する施設)で保育、教育に従事している場合(内定含む)	60
	保護者又は扶養義務者が放課後児童クラブの指導員として従事している場合(内定含む)	5
市外別居	配偶者が市外別居(単身赴任等)	20
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	倒産、リストラ等	10
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭	28
生活保護世帯		3
65歳未満の保育可能な親族と同居していない家庭		3
子どもが障害を有する場合	入所申込児が集団保育が可能とされた障害児である場合	5
医療的ケアが必要	日常生活において、医療的ケアが不可欠である児童	20
特別な支援が必要	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	200

利用調整にかかる優先順位について

1. 在園児が、次年度も引続き入所希望の場合は、最優先に利用調整を行う。
(ただし、保育を必要とする要件が求職中ではなく、前年度と比べ著しい変化がない場合)
2. 新規入所申込者を上記表の基準点と調整点の合計点の高い方から順に利用調整を行う。

※基準点・調整点の合計が同点の場合の優先順位は、次のとおりとする

優先順位	項 目
1	施設の希望順位が高い世帯
2	ひとり親世帯
3	保育の必要性の事由が次に定める順位を優先 ①災害 ②病気・障害 ③就労 ④出産 ⑤就学 ⑥介護・看護 ⑦求職
4	障害者世帯
5	養育している未就学児の子どもの人数が多い世帯
6	階層低順位 (同一階層の場合は、市民税所得割課税額低位順。必要な税資料の提出が無い場合は、最高階層として選考する。)
7	居住地の小学校区内施設を希望する世帯